

ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)の化学物質等の成分規格

資料1-5

物質名	(参考) 現行のミネラルウォーター類 の原水基準	【前回部会までの了承案】 新たに設けるミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無)の成分規格	新たに設けるミネラルウォーター類 (殺菌・除菌無)の成分規格	備考
カドミウム	0.01 mg/L以下	0.003 mg/L以下	左に同じ	
銅	1 mg/L以下	1 mg/L以下		
亜鉛	5 mg/L以下	—	5 mg/L以下 (暫定値)	※1
有機物等	12 mg/L以下 (過マンガン酸カリウム消費量として)	—	—	
硫化物	0.05 mg/L以下 (硫化水素として)	—	—	※2
シアン(シアンイオン及び 塩化シアン)	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下	左に同じ	
水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L以下	左に同じ (暫定値)	※3
セレン	0.01 mg/L以下	0.01 mg/L以下		※3
鉛	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下		※3
バリウム	1 mg/L以下	1 mg/L以下		※3
ヒ素	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下		※3
六価クロム	0.05 mg/L以下	0.05 mg/L以下		※3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	10 mg/L以下		※3
フッ素	2 mg/L以下	2 mg/L以下		※3
ホウ素	30 mg/L以下 (ホウ酸として)	30 mg/L以下 (ホウ酸として)		※3
マンガン	2 mg/L以下	2 mg/L以下		※3

※1 「亜鉛」については、化学物質・汚染物質専門調査会での審議となったため、現行規制を維持する観点から、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準を成分規格に置き換える。

※2 硫化物については、食品安全委員会での審議が保留となっているが、仮に化学物質・汚染物質専門調査会での審議となった場合は、現行の「ミネラルウォーター類」の原水基準の値を「ミネラルウォーター類(殺菌・除菌無)」の成分規格に置き換える。

※3 網掛けは現行のミネラルウォーター類の原水基準を成分規格として適用するが、今後、食品安全委員会の評価結果を踏まえて見直し予定。